

減損損失の戻し入れをめぐる企業の論理 —なぜ、特定の企業は戻し入れを肯定するか

*The upward adjustment and management's motivations:
Why do some firms advocate whereas others oppose
the subsequent recognition of increase in value?*

川 島 健 司 (一橋大学大学院商学研究科 博士後期課程)
Kenji Kawashima

要 約

本稿の目的は、減損会計における減損損失の戻し入れをめぐる経営者のモチベーションを解明することである。アメリカFASBの会計基準設定プロセスでは、ある特定の企業は減損の戻し入れに対して肯定的であるのに対して、他の企業はそれに否定的であった。その理由や背後にある論理的なメカニズムを、基準設定過程で寄せられたコメントレターとその回答企業の財務データを用いて分析する。

本稿の主な発見事項は次のとおりである。戻し入れを肯定する企業は、(a) 減損を比較的早期に認識しようとする傾向がある、(b) 経済実態を適正に反映した業績測定を志向しており、とりわけ電力会社は料金設定をめぐる事情からその傾向が強い、(c) 総資産に占める有形固定資産の割合が比較的 low、会計処理上の実務コストや戻し入れに伴う財務的影響が低いと考えられる。

Summary

I investigate why managers of some firms advocate restorations of impairment losses in their financial statements while others oppose the subsequent recognition of increases in value. I validate it via comment letters that were submitted in the process of accounting standard setting in the U.S. and financial data relative to the respondent firms.

I document that firms advocating the subsequent recognition (a) tend to recognize impairment losses early, (b) intend to state current and future operations properly, in particular the electric utility industry because of regulatory rate makings, (c) might carry out restorations without high cost or large financial effect.

1. 問題提起

わが国における事業用資産の減損会計基準¹⁾には、世界的にみて特徴的なルールが存在する。その1つが、減損処理を回収可能価額の見積りにもとづいて行う一方で、その回収可能価額が回復しても当初の減損損失の戻し入れを禁止している点である。例えばIASBの基準では、わが国と同様に減損処理を回収可能価額によって行うが、その見積りに変更があった場合には減損の戻し入れを要求している²⁾。

わが国で減損の戻し入れが禁止されている理由は、第1に減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識・測定することとしているた

め、第2に戻し入れは事務的負担を増大させるおそれがあるためとされている³⁾。基準設定プロセスにおける議事録をみると、とりわけ後者を考慮することに対して産業界から強い要望が数多く寄せられていたことがわかる⁴⁾。

しかし、実は産業界から逆に戻し入れを要求し得る論理があることを先験的に示していた国がある。アメリカである。1995年に減損会計基準を導入したアメリカに目を転じてみると、この戻し入れをめぐる論議はより複雑であった。その基準設定プロセスでは産業界のなかでこの争点に関し見解が2分していたのである。

そこで本稿は、当時のアメリカで産業界からも減損の戻し入れを肯定する声が寄せられていた事

実に着目し、いったいなぜある特定の企業が戻し入れを要求したかについて論理を解明する。その基準設定プロセスで寄せられたコメントレター (comment letters) を入手・分析し、ある特定の企業が戻し入れを要求した論理について財務データなどの他の情報を活用しながら議論を展開する。

2. 先行研究

減損の戻し入れをめぐる経営者のモチベーションを直接的に扱った先行研究は存在しないが、関連するものとしてイギリスやオーストラリアで行われている事業用資産の上方への再評価をめぐる研究がある⁵⁾。Brown, Izan and Loh[1992]はオーストラリア企業200社の財務データを用いて検証し、経営者が再評価を行うインセンティブについて明らかにした。それは、(1) 債務契約コストを抑制させる目的から負債比率を下げるため⁶⁾、(2) 規制当局などによる政治的関心を抑制させる目的から会計利益を減少させるため⁷⁾、(3) 将来利益が増加する見通しを株式配当によって株主に伝達する慣例があるが、その原資となる剰余金を確保するため、(4) テイクオーバーを回避する目的から、株主に資産価値の実態を伝達するためである。

また、Easton, Edey and Harris[1993]は再評価を行う理由についてオーストラリア企業80社のCFOに電話によるインタビューを行った。単数回答でもっとも多かった回答は「真実かつ公正な概観を表示するため」であったが、一方でこれは真の動機を隠すための表向きの回答である疑いが残った。そこで彼らは、複数回答とした場合に次に多く聞かれた債務契約コストの抑制とテイクオーバーの回避という理由が有力な動機であるとして解釈した。

先行研究の検証方法は、論理的な推論から導いた仮説を定量的データによって検証するか、あるいはモチベーションに関する経営者の発言を直接的に記述するかのいずれかである。本稿のねらいはこれら2つのアプローチを統合することである。会計基準設定過程におけるコメントレターを活用して経営者の発言を抽出するとともに、そうした発言、あるいはその背後にある論理を産業特性や財務データの分析を通じて裏付ける⁸⁾。

また、本稿の分析では、戻し入れに対して否定的な経営者の回答もとりあげる。そこでは、先行研究の蓄積が少ない資産再評価のディスインセンティブに関する論理もあわせて示すことになる。

3. 戻し入れをめぐる論点とコメントレター

本稿が分析する対象は、1990年12月にFASBが公表した討議資料「『長期性資産と識別可能な無形資産の減損に関する会計』をめぐる論点の分析」(FASB[1990])と、それに対して寄せられたコメントレター (FASB[1993])である。討議資料では減損の測定、認識、開示に関する議論が展開され、そのなかに減損の戻し入れに関する論点が含まれている。すなわち、減損処理後に資産価値が上昇し、その測定属性が新しい簿価を超過した場合、その上昇を当該資産の簿価の回復として認識すべきか否かである⁹⁾。

コメントレターは討議資料の公表から翌1991年5月31日までの約半年間にわたって合計146通寄せられた¹⁰⁾。この数はFASBに寄せられた回答数としておよそ平均的であるとみてよい¹¹⁾。回答者の属性は、事業会社107通(73%)、会計士18通(12%)、学者5通(3%)、国営会社3通(2%)、その他13通(9%)である¹²⁾。このうち本稿が着目するのは事業会社である。ただし、分析

では財務データを活用するため、当時のアニュアルレポートが入手できない企業と産業団体は分析対象から除外する¹³⁾。その結果、分析対象とするコメントレーターは92通である。

4. 回答内容

92通の回答内容は、減損の戻し入れを要求しているのが34通（37%）、禁止すべきとしているのが50通（54%）であった。残りは前提条件に依存するために特定できないとする回答と無回答のそれぞれ4通である¹⁴⁾。以下、各理由について記述する。

まずは戻し入れを禁止する理由の要点を簡単に整理する。「戻し入れを行えば利益の変動性が増し、それは当初の減損処理に対する信用を失い、財務諸表の信頼性が損なわれる」、「戻し入れを行えば未実現利益を計上することになり、原価主義からの乖離につながる」、「偶発利得や低価主義との整合性を保つべきである」、「利益調整の余地を与えることから実務の乱用につながる」などが代表的な内容である。

それでは、戻し入れの要求理由をみていこう。各回答について理由に関する記述を一文ずつ抽出・分類し、表1の左列に要約した（なお、右列は戻し入れ禁止理由）。

もっとも典型的な回答は、例えばIBM社から寄せられた以下のようなものである。

「減損の測定は、事象や環境の発生可能性とその減損の金額に関する見積りに依存しています。したがって、もしこれらの見積りが変化したら、経営者に当該資産の簿価を適正な価値に修正するよう認める必要があると考えられます。」

(J. J. Smith, *International Business Ma-*

chines Corp.)

このコメントの主張は、減損処理は見積りに依存しており、その改訂も認識する方が情報として有用であるというものである。こうした内容は合計21通（62%）にみられた。また、基本的にはこれと同様の主張であるものの、より具体的な根拠を記述しているコメントもある。代表的なものとして、サラ・リー社(食品会社)、コカ・コーラ社、ガルフ・ステート・ユーティリティー社(電力会社)の3社を取り上げる。

「簿価切り下げの戻し入れは、資産価値を表示し、現在の財政状態と将来の営業成績を忠実に示す唯一の方法であると思われます。」

(Richard G. Rademacher, *Sara Lee Corp.*)

「減損による簿価切り下げは、それを測定した時点でわかっていた事実と状況にもとづいた見積りであり、後にそうした事実と状況に変化が生じれば、ちょうどその不利な変化を認識するのと同様に、有利な変化も認識すべきです。」

(Patrick M. Worsham; *Coca-Cola Co.*)

「簿価の戻し入れを行わなければ、歴史的原価にも経済的価値にも、いずれにもとづかない財政状態を報告することになります。そこでの簿価に関する基礎は、すでに誤っていることが知られている古い見積りにすぎません。」

(Bobby Willis; *Gulf States Utilities Co.*)

サラ・リー社のコメントの要点は、戻し入れが表現の忠実性の改善につながるとしている点である。逆に、戻し入れを禁止すると財政状態の過少

表示と将来利益の過大表示を引き起こし、経済的実態を適切に反映させることに失敗するということが含意されている。こうした表現の忠実性について明記された回答は合計で9通(26%)あった。

コカ・コーラ社は、財務諸表に見積りを反映させるのであれば上下方向ともに対称的に行うべきということを明記している。いわば会計処理の一貫性について指摘したものとイえる。このようなコメントは、合計4通(12%)あった。

また、ガルフ・ステート・ユーティリティ社は、戻し入れを行わないことにより簿価が歴史的原価にも経済的価値にも属さないことにつながる点を指摘した回答である。こうしたいわば簿価の意味や資産概念の整合性について触れた回答は合計で4通(12%)あった。

以上のコメントにみる主張内容はさしあたり「表現の忠実性」、「会計処理の一貫性」、「概念の整合性」としてまとめておこう。

続いて、以上とは内容が異なるコメントとして、アルミニウム製品を供給するアルミニウム・カンパニー・オブ・アメリカ社と、小売業を展開する

セーフウェイ社の回答がある。

「将来に簿価の修正が行えない場合、経営者は減損が永久的であると確証するまで減損を認識しないという状況が起こり得ます。簿価を修正する指針があれば、経営者は早期に、そして自発的に減損を認識すると思われま

す。」
(*Earnest J. Edwards; Aluminum Company of America*)

「弊社の見解において、減損損失の測定と認識に関する一般に認められた会計原則は、経営者が保守的な処理を行うように助長するためのものであります。この場合、資産の減損損失について増加と減少の両方の変化を認める方が、そのねらいを達成する可能性が高くなると考えられます。」

(*David J. Domeier; Safeway Ind.*)

これらのコメントは、減損の早期計上を促した

表1 減損の戻し入れに関する回答理由

要 求		禁 止	
理由に関する記述あり	24 (71%)	理由に関する記述あり	42 (84%)
・見積り改訂の認識は有用	21 (62%)	・利益変動の増大および	
・表現の忠実性	9 (26%)	当初の減損処理の信頼性低下	22 (44%)
・会計処理の一貫性	4 (12%)	・原価主義からの乖離	22 (44%)
・資産概念との整合性	4 (12%)	・他の会計処理との整合性	17 (34%)
・減損の早期認識(保守的な処理)	4 (12%)	(偶発利得・低価基準)	
・費用収益の対応	1 (3%)	・利益調整をめぐる乱用	13 (26%)
・他の会計処理との整合性	1 (3%)	・実施する状況は生じない	8 (16%)
(有価証券)		・保守主義	5 (10%)
・公正価値評価への支持	1 (3%)	・安易な減損認識の回避	2 (4%)
理由に関する記述なし	10 (29%)	・実務の複雑化の回避	1 (2%)
合 計	34 (100%)	理由に関する記述なし	8 (16%)
		合 計	50 (100%)

めに戻し入れを要求しており、保守的な会計思考にもとづいていると捉えることもできる。こうした記述を含んだ回答は合計で4通（12%）あった。

最後に、タッパー製品を供給するプレマーク・インターナショナル社のコメントを引用する。同社は、費用収益対応の観点から次のように記述している。

「弊社は南アメリカに工場を保有し、6年前に簿価切り下げを実施しました。経済状況が変化した結果、当初の見積りに比べて現在では生産能力が改善しております。その結果、費用収益の適切な対応が図れなくなりました。弊社は価値の上昇に伴う簿価切り上げを実施し、それにより利得を認識しましたが、営業成績は収益と簿価のより適切な対応が図れております。」

(Robert W. Hoaglund; Premark International)

以上が戻し入れを要求する理由として記述された主なコメントである。

5. 回答パターン

それでは、事業会社のなかでも減損の戻し入れをめぐる意見が対峙するのはなぜか。以後3つのセクションではこの点について議論を展開する。ここでは、引き続き討議資料（FASB[1990]）を用いて回答企業が減損の戻し入れ以外の論点についてどのような見解を示しているかに着目する。討議資料には、減損の戻し入れの他に減損の測定、認識、開示に関する論点が含まれている。これらの論点に対するスタンスと減損の戻し入れに関する見解との関係を明らかにすることがここでのねらいである。

着目する討議資料の論点は次のとおりである。減損の測定については、減損を測定する際にどの測定属性をもって資産を測定すべきか（論点1）、減損の認識については論点1.1で定められた測定属性が簿価を下回る場合、どのような規準をもって当該差額を損失として認識すべきかである（論点3）。また、減損の開示については、減損処理についてどのような情報を開示すべきかと（論点5）、潜在的な減損を経営者が認知している場合にどのような情報を開示すべきかである（論点6）¹⁵⁾。

各論点に対する回答と戻し入れに関する回答との関係は、表2のクロス集計表のとおりである。戻し入れに関する回答と有意な関係があるのは、減損の認識に関する論点3である。減損の認識についてももっとも慎重な立場をとる代替案は永久規準である¹⁶⁾。戻し入れを禁止すべきだとしている回答は50通のうち18通がこれを支持しているが、戻し入れを要求している回答では34通のうちわずか2通である。

このことは、多少の飛躍はあるけれども、戻し入れを禁止すべきだとする企業は減損の認識に対して慎重な姿勢をとる可能性を示唆している。あるいは、先にみた戻し入れの要求理由のなかには、減損を早期に認識する効果について言及しているものがあつた。これとあわせて解釈すれば、逆に戻し入れを要求する企業は減損の認識に対して積極的な傾向がある可能性を示唆しているようでもある。

一方、減損の測定や開示に関する論点については戻し入れに関する回答と統計上の有意な関係はみられなかった。このことは、戻し入れに対するスタンスと減損の測定方法、あるいは開示の質的・量的な内容に関するスタンスとは関係しないことを示している。

表2 クロス集計表と χ^2 検定

		論点7：減損の戻し入れ		
		要求	禁止	合計
論点1：減損の測 資産をどの測定属性によって 測定すべきか	a. 将来CFの現在価値	10(40%)	15(60%)	25
	b. 将来CFの総和	22(50%)	25(50%)	47
	c. 市場価値	1(100%)	0(0%)	1
	不特定・その他	1	10	11
論点3：減損の認識 簿価が測定属性を上回る場合、 どの規準によりその差額を損失 として認識すべきか	a. 経済規準	2(50%)	2(50%)	4
	b. 永久規準	2(10%)	18(90%)	20
	c. 確率規準	30(56%)	24(44%)	54
	不特定・その他	0	6	6
論点5：減損の開示 財務諸表の注記にはどのような 情報を開示すべきか	a. 不要	1(25%)	3(75%)	4
	b. 事象環境など	24(43%)	32(57%)	56
	c. 測定の仮定	7(44%)	9(56%)	16
	不特定・その他	2	6	8
論点6：潜在的減損の開示 潜在的な減損が発見されている 場合、財務諸表の注記にはどの ような情報を開示すべきか	a. 不要	9(33%)	18(67%)	27
	b. 事象環境など	17(47%)	19(53%)	36
	c. 測定の仮定	1(50%)	1(50%)	2
	不特定・その他	7	12	18
合 計		34(40%)	50(60%)	84

(注) 論点7に対する回答のうち、不特定・無回答の8サンプルを除外している。

(独立性の χ^2 検定)

	N	χ^2 値	自由度	有意確率
論点1	73	1.534	2	0.4643
論点3	78	12.388	2	0.0020
論点5	76	0.511	2	0.7746
論点6	65	1.286	2	0.5256

(注) 各論点に対する不特定・その他回答を除外して検定している。

6. 産業特性

減損の戻し入れをめぐる回答を産業別に分析する。表3は産業別の回答分布である。この表で着目する点は2つある。1つは、回答数が多い産業は電力業であり、その電力業における76%の企業は戻し入れを要求している点である。いま1つは、次いで回答数が多い産業は石油業とガス業であり、それらは電力業と同様に規制産業でありながら、対称的にそのほとんどが戻し入れ

を否定している点である。

それではまず、なぜ電力会社は戻し入れを要求しているか。電力業ではサンプル企業の他に業界団体からもコメントが寄せられている。その1つであるエジソン電力協会の回答のなかに、この問題を解く手がかりとなる記述が含まれている。同協会は戻し入れを要求しており、その理由として表現の忠実性の改善などをあげたうえで、最後に次の一節を付け加えている。

「電力業において、減損の回復を禁止することは、財務諸表のミスリーディングを招くだけではなく、経済的な悪影響をもたらす可能性があります。・・・(中略)・・・規制当局は簿価をベースに電力レートを決定します

が、戻し入れを認めない場合、過大なリターンをベースにレート決定が行われることになります。」

(Robert L. Baum; Edison Electric Institute)

表3 産業別の回答分布

	要求	禁止	無回答 不特定	合計
1 建設	1	1	1	3
2 食品	2	3	0	5
3 化学	1	2	0	3
4 医薬品	1	7	0	8
5 石油	2	11	1	14
6 窯業	0	1	0	1
7 鉄鋼	1	0	0	1
8 非鉄・金属	1	0	0	1
9 機械	3	0	0	3
10 電気機器	1	2	0	3
11 自動車	1	1	0	2
12 輸送用機器	0	2	0	2
13 小売業	1	1	0	2
14 銀行	3	3	0	6
15 証券	1	0	0	1
16 保険	1	0	1	2
17 不動産	0	0	1	1
18 通信	1	4	0	5
19 電力	13	3	1	17
20 ガス	0	6	3	9
21 サービス	0	1	0	1
22 コングロマリット*	0	2	0	2
合計	34	50	8	92

*コングロマリットは、5つ以上の異業種事業から構成される企業と定義した。ゼネラル・エレクトリック社とユニテッド・テクノロジー社がこれに該当する。

一般に、アメリカの公益事業会社では収益が「営業費用+減価償却費+税金+資本利益率×基準資産額」という算式にしたがって設定されている¹⁷⁾。減損の戻し入れを行う場合、その簿価の増額分だけ後の減価償却費は増額する。したがって、戻し入れを行う方がそれを行わない場合に比べて収益が増額する。逆に戻し入れを行わないと減価償却が十分に実施されず、資産の再調達に困難をきたす。こうした意味において経済的な悪影響をもたらすことが含意されているようである。このように、電力会社が戻し入れを要求する背景には、規制当局による料金設定をめぐる事情が存在していると考えられる。

それでは次に、一方の石油・ガス産業はなぜ戻し入れを否定しているか。コメントレーターに書かれた記述をみると、その理由としてもっとも多くみられたのは利益変動が増大することへの懸念である¹⁸⁾。そうした変動性の増大は当初の減損処理に対する信頼性を低下させ、ひいては実務の乱用につながり得ると主張されている。

実際に1986年から1990年までの5年間、すなわちコメントレーターが提出される直前の5年間について、売上高、純利益、営業キャッシュフローの変動を電力業と石油・ガス業とで比較してみる

表4 業績変動の比較：平均値

	電力 16社	石油・ガス 19社	差の検定 t値
売上高標準偏差	184	2637	- 2.956***
純利益標準偏差	106	553	- 2.679 **
営業CF標準偏差	118	444	- 3.201***

*** 有意水準1%、** 有意水準5%、両側検定。

と、いずれの変数も石油・ガス業が有意に高い(表4)。このことから、業績変動の水準が、同じ規制産業でありながら電力業と石油・ガス業で戻し入れに対するスタンスを分ける有力な説明要因となっていることが考えられる。

7. 財務データ分析

全サンプルを用いて回答企業の財務的特徴を分析する。ただし、銀行、証券、保険に属する企業と、それ以外の産業における無回答企業は分析対象から除外する。その結果、分析対象企業は76社である。分析に用いるデータはコメントレターが提出された直前の1986年から1990年までの5年分とし、アニュアルレポートから直接入手した。

分析は2つの段階を踏む。まず、すべての分析サンプルを対象に、戻し入れ要求サンプルと禁止サンプルの平均値を比較する(分析1)。ただその場合、戻し入れ要求サンプルのおよそ半数は電力会社であり、電力業の業種特殊的な要因が強く影響する可能性がある。そこで次に、同様の分析

を戻し入れ要求サンプルから電力業を除外した場合について行う(分析2)。

表5は主要な財務比率を比較した結果である。分析1で有意な差がみられるのは売上高成長率であり、戻し入れを要求する企業の方が低い。その他、ROAや純利益成長率といった業績あるいはその傾向を示す指標は、統計的に有意ではないものの戻し入れを要求する企業の方が低い。この結果に対する1つの解釈は、戻し入れを要求する企業は業績が比較的停滞しており、そのため一時的な増益材料として戻し入れを活用する機会を保持しようとするインセンティブが働いているのかもしれない、というものである¹⁹⁾。

一方、電力業を除外した分析2では、総資産に占める有形固定資産の比率に有意な差がみられ、戻し入れを要求する企業の方が低い。これは2つの可能性を示唆している。1つは有形固定資産の割合が大きい企業ほど戻し入れに伴う実務コスト負担が大きく、戻し入れに対して否定的になることである。いま1つは、有形固定資産の割合が大きい企業ほど戻し入れの財務的影響度が大きく、

表5 回答企業の財務データ：平均値

	分析1:全サンプル			分析2:電力業を除く		
	要求 29社	禁止 47社	差の検定 t値	要求 16社	禁止 47社	差の検定 t値
流動比率	1.265	1.327	-.269	1.521	1.364	.504
株主資本比率	.454	.373	1.622	0.300	0.355	-1.105
有形固定資産／総資産	.549	.506	.794	0.365	0.491	-2.096**
ROA(3年平均)	.046	.057	-1.133	0.052	0.057	-.307
ROS(3年平均)	.082	.069	1.093	0.060	0.063	-.203
売上高成長率(5年)	1.199	1.387	-2.238**	1.286	1.406	-.922
純利益成長率(5年)	.830	1.114	-.929	0.943	1.111	-1.070
営業CF成長率(5年)	1.264	1.296	-.163	1.494	1.318	.667
売上高標準偏差(5年)	1375	2254	-1.538	2350	2392	-.051
純利益標準偏差(5年)	302	427	-1.020	468	450	.096
営業CF標準偏差(5年)	304	445	-1.137	465	468	-.016

(注) 流動比率、株主資本比率、有形固定資産／総資産の各指標は1990年のものである。その他の指標については1990年からさかのぼった括弧内に示す期間のものである。

** 有意水準5%、両側検定。

そうした企業は戻し入れに伴う財務的変動を回避しようとしていることである。

その他の変数については有意な差がみられなかった。とりわけ、戻し入れは株主資本を増額させる効果をもち、Brown, Izan and Loh[1992]をはじめとする先行研究はこれまで債務契約コストを抑制させるという理由で株主資本比率が低い企業ほど事業用資産の上方への再評価が行われる傾向を発見してきた。これらの研究と一貫して本分析でも戻し入れを要求する企業の株主資本比率は相対的に低い、統計的な有意性はみられなかった。

8. 結 論

FASBに寄せられたコメントレターによれば、ある特定の企業が減損の戻し入れを要求する理由は、表現の忠実性、会計処理の一貫性、概念の整合性、保守的な会計処理といった観点にもとづくものであった。

討議資料の他の論点に対する回答との関連をみると、戻し入れに否定的な企業はそもそもの減損の認識に対して比較的慎重である傾向が示唆された。これはまた、戻し入れの要求理由に関する記述とあわせて考えると、多少の飛躍は認めるものの、戻し入れを要求する企業は減損の認識に対して積極的である可能性をも示唆している。

特定の企業が戻し入れを要求する背景には業種特殊な要因もあった。電力会社では規制当局による料金設定が貸借対照表上の資産簿価とその減価償却費に影響を受けるために、戻し入れを行った方が自社に有利になると考えられているようである。また、同じ規制産業であっても業績の変動性が大きい石油・ガス産業では、その変動性の増幅を回避するために戻し入れに対して否定的な姿勢がとられていた。

また、戻し入れを要求する企業はそれに否定的

な企業に比べて売上高成長率が有意に低かった。その他、統計的な有意性は得られなかったものの、ROAや純利益成長率といった業績あるいはその傾向を示す指標も低かった。これらをあわせて考えると、戻し入れを要求する企業の背景には、戻し入れを増益材料として活用する機会を保持しておこうとする経営者のモチベーションが見え隠れしているようにも映る。

さらに、戻し入れを要求する企業のおよそ半数を占める電力業を除外すると、戻し入れを要求する企業は総資産に占める有形固定資産の割合が有意に低かった。このことは、戻し入れを実施することに伴う実務コストや財務的影響度の低さが戻し入れをめぐる経営者のインセンティブに影響を与えていることを示唆している。

以上の結果から導かれる重要なインプリケーションの1つは、企業に減損処理を促す場合、戻し入れを認めた方がその目的が達成される可能性が高いということである。とくにわが国のように不況時に減損会計を導入する場合、業績不振に陥った企業を中心に減損処理を躊躇するケースがあらわれる。そうした傾向は、減損の戻し入れを禁止することでいっそう強まることが予想される。なぜなら本稿の分析結果から、経営者は減損が永久的であると確証するまで減損の認識をためらうことが予想されるからである。他の条件が等しいとすれば、むしろ戻し入れを認める方が、結果的に減損の早期認識を促す結果につながり得る。

一方、本稿にはいまだ課題も残されている。第1は財務データ分析における検証方法の改善である。本稿での実証結果は財務データの平均値に大きな差がなく、t値も低い。したがって、財務データの選択については再考の余地が残されている。また、そもそも平均値の差の検定だけで経営者のモチベーションを解明しようとするということにも限界があり、プロビット分析をはじめとする他の

手法を併用して再検証する必要がある。

第2は結果に対する解釈がいまだ不十分な点である。例えば、先行研究では株主資本比率が低い企業ほど債務契約コストを抑制させる目的から上方への再評価を行うという結果が示されている。これに対して、本稿の分析結果は決して矛盾するものではなかったものの、統計的な有意性はみられなかった。このこと自体は1つの重要な事実であるが、本稿ではその結果に対する解釈について十分な議論を展開していない。

第3は研究の拡張機会についてである。例えば、減損の戻し入れを要求することは、企業と投資家における情報の非対称性を抑制させる試みとして解釈することもできる。これに関連して、Bartov and Bodnar[1996]は情報の非対称性が大きい企業ほど情報量が多い会計手続きを選択することを実証している²⁰⁾。彼らは情報の非対称性の変数として株式取引高とPBR(株価/1株当たり純資産簿価)を用いており、本稿でもそれらの変数と減損の戻し入れをめぐる企業のスタンスとの関係を検証することができる。これらの点を踏まえて、減損をめぐる経営者のインセンティブの実態をより精緻に解明することが今後の課題である。

*本稿は、一橋大学大学院商学研究科を中核拠点とした21世紀COEプログラム(「知識・企業・イノベーションのダイナミクス」)から、若手研究者・研究活動支援経費の支給を受けて進められた研究成果の一部である。同プログラムからの経済的な支援にこの場を借りて感謝したい。

《注》

- 1) 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(2002年8月)をさす。
- 2) なお、アメリカ基準では減損の戻し入れが禁止されている。しかしアメリカでは再投資を抑制した減損処理が行われており(回収可能価額ではなく公正価値まで切り下げる)、わが国やIASBと会計処理の考え方が異なる。
- 3) 上掲書の他、2000年10月から2002年6月にかけて合計25

回にわたって開催された企業会計審議会・固定資産部会の議事録を参照。

- 4) 例えば、新日本製鐵(株)財務部決算グループリーダー(現、企業会計基準委員会委員)・都正二氏は、企業会計審議会第5回固定資産部会(2001年2月23日)で次のように発言している。「実務的に考えまして、一度減損したものを、とくに長期に存続する資産でありますと、(中略)その資産だけは(減損の)兆候ではなくて、実際にキャッシュフローがどの程度回復したか毎期毎期追いかけることになり、実務的に不可能であると思います。」(括弧内一筆者)
- 5) 事業用資産の再評価をめぐる経営者のインセンティブについては、Leo, Hoggett and Radford[1997]によるレビューも参照。
- 6) この他に、再評価と債務契約費用の抑制との関係を明示した研究として、Whittred and Chan[1992], Cotter and Zimmer[1995], Black, Sellers and Manly[1998]を参照。
- 7) これは再評価に伴う当初の簿価との差額が損益計算書を通さずに資本の部に直接計上されるオーストラリアの制度を前提としている。そこでは、後の減価償却は修正された簿価をベースに行われるため、後の利益が減少する。したがって、上方への再評価は利益減少型の会計手続きとなる。なお、オーストラリアにおける資産再評価の制度とその会計数値への効果についてはHenderson and Goodwin[1992]に詳しい。また、再評価と政治費用との関係についてイギリス企業を検証したLin and Peasnell[2000]も参照。
- 8) コメントレーターの分析を進めるにあたっては、アメリカ会計基準設定プロセスにおけるロビー活動を詳細に分析した大塚[1999]の研究を参考にしている。
- 9) FASB[1990], pars.184-186.
- 10) 分量はA4サイズの大きさと4冊、すべてのページを合計するとおよそ1,100ページである。
- 11) Tandy and Wilburn[1992]の調査を参照。
- 12) その他の内訳は、学生(7)、非営利組織(2)、法律事務所(1)、一般個人(1)、不明(2)である。
- 13) アニュアルレポートが入手できなかった企業は5社、産業団体は10団体である。
- 14) なお、戻し入れを要求した回答34通のうち、その修正は減損処理を行っていなかったときに付けられていたはずの簿価を上限とするべきだと回答しているのが31通(91%)あり、その他に「特定できない」が2通、「無回答」が1通あった。簿価修正の上限は不要とする回答は0通であった。したがって、戻し入れを認めた場合の上限に関する論点についてはコンセンサスが得られている。
- 15) なお、討議資料ではこれらの他に、減損の有無の判断はどの程度の頻度で実施すべきか(論点2)、減損が認識された場合、その減損は損益計算書でどのように報告すべきか(論点4)について取り上げられている。
- 16) 永久規準(permanence criterion)とは、簿価が測定属性を超過してもその状態が永久に続くとは判断される場合のみ減損を認識するというものである。また、経済規準(economic criterion)とは、簿価が測定属性を超過する場合は無条件

かつ即座に減損を認識するというものである。確率規準 (probability criterion) とはそれらの中間的な規準である。すなわち、簿価が回収できる可能性を3段階 (probable; reasonably possible; remote) に分類し、可能性がもっとも高ければ減損を認識し、中程度であれば注記による開示にとどめ、そして可能性が低ければ認識も開示も行わないとするものである。確率規準については伊藤[1996]第11章を参照。

- 17) Watts and Zimmerman[1986].
- 18) 石油・ガス産業で戻し入れに否定的な回答17通のうち7通にみられた。
- 19) ここでは国際会計基準36号が定めているように、戻し入れを当該年度の収益として計上することを前提としている。
- 20) 彼らの研究を要約した須田[2000]も参照。また、これと関連する研究としてChen, DeFond and Chul[2002]がある。彼らは当期の利益情報が投資家の期待形成に対して有用でない場合や、将来利益の不確実性が大きい場合に、経営者は貸借対照表の情報を自発的に開示するという仮説を証拠とともに提出している。

【参考文献】

- Bartov, E. and G. M. Bodnar, "Alternative Accounting Methods, Information Asymmetry And Liquidity: Theory and Evidence," *Accounting Review*, Vol.71, No.3, 1996, pp.397-418.
- Black, E. L., K. F. Sellers and T. S. Manly, "Earnings Management Using Asset Sales: An International Study of Countries Allowing Noncurrent Asset Revaluation," *Journal of Business Finance & Accounting*, 25(9)&(10), November/December 1998, pp.1287-1317.
- Brown, P., H. Y. Izan and A. L. Loh, "Fixed Asset Revaluations and Managerial Incentives," *ABACUS*, Vol.28, No.1, 1992, pp.36-57.
- Chen, S., M. L. DeFond and C. W. Park, "Voluntary disclosure of balance sheet information in quarterly earnings announcements," *Journal of Accounting and Economics*, 33, 2002, pp.229-251.
- Cotter, J. and I. Zimmer, "Asset Revaluations and Assessment of Borrowing Capacity," *ABACUS*, Vol.31, No.2, 1995, pp.136-151.
- Easton, P., P. Edey and T. Harris, "An investigation of revaluations of tangible long-lived assets," *Journal of Accounting Research*, 31(Supplement), 1993, pp.1-38.
- Financial Accounting Standards Board, *Discussion Memorandum an analysis of issues related to Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and Identifiable Intangibles*, Stamford, Connecticut, 1990.
- , *Letters of comment submitted in respect of the FASB discussion memorandums, accounting for the impairment of long-lived assets and identifiable intangibles and present value-based*

- measurements in accounting, both dated December 7, 1990*, Norwalk, Connecticut, 1993.
- Henderson, S. and J. Goodwin, "The Case Against Asset Revaluations" *ABACUS*, Vol. 28, No.1, 1992, pp.75-87.
- Leo, K., J. Hoggett and J. Radford, *Revaluation of Non-Current Assets in Australia—A Discussion Paper Commissioned by the Group of 100*, Group of 100, 1997.
- Lin, Y. C. and K. V. Peasnell, "Fixed Asset Revaluation and Equity Depletion in the UK," *Journal of Business Finance & Accounting*, 27(3)&(4), April/May, 2000, pp.359-394.
- Tandy, P. R. and N. L. Wilburn, "Constituent Participation in Standard-Setting: The FASB's First 100 Statements," *Accounting Horizons*, June 1992, pp.47-58.
- Whittred, G. and Y. K. Chan, "Asset Revaluations and the Mitigation of Underinvestment," *ABACUS*, Vol.28, No.1, 1992, pp.58-74.
- Watts, R. L. and J. L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, 1986.
- (須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房, 1991年)
- 伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店, 1996年。
- 大塚成男「会計基準決定要因としての利害関係者の要請—FASBステートメント33号の設定と撤廃をめぐって」『千葉大学経済研究』第13巻, 第4号, 1999年, pp.795-847.
- 須田一幸『財務会計の機能—理論と実証』白桃書房, 2000年。